

平成 28 年熊本地震により倒壊等した建物の 職権による滅失登記について（お知らせ）

熊本地方法務局では、平成 28 年熊本地震により倒壊等した建物について、被災された方々の登記申請の負担軽減を図るとともに、被災地の速やかな復興のため、所有者の申請によらずに登記官の職権で、順次、滅失登記を行います。特に急がれる場合を除いては、自ら「建物滅失登記」を申請していただく必要はありませんので、お知らせいたします。

職権滅失登記とは・・・

建物が滅失したときは、所有者又はその相続人は、建物の滅失登記を申請しなければなりません（不動産登記法第57条）。

法務局では、震災被害の甚大さを考慮し、震災復興の一助として、例外的に登記官（法務局職員）の職権により滅失登記を行います（不動産登記法第28条）。

対象建物について

震災により倒壊等した建物（その後の公費、自費等による解体を含む）を対象とします。

なお、建物の損壊が一部分のため、滅失したとは認定できない場合、あるいは、敷地内に2棟以上の建物（例えば、居宅と物置など）が存在し、その一部のみが倒壊等した場合には、職権による滅失登記の対象とはなりません。

滅失登記の費用負担は？

今回の職権による滅失登記は、法務局において実施しますので、建物所有者の方が費用を負担することはありません。

滅失登記の作業期間は？

平成28年11月から現地調査に着手し、順次、職権滅失登記を行います。

滅失登記作業を行う実施地域

- 【熊本地方法務局本局管轄】 熊本市・嘉島町・御船町・益城町・甲佐町・山都町
- 【同 宇土支局管轄】 宇土市・宇城市・美里町
- 【同 玉名支局管轄】 玉東町
- 【同 阿蘇大津支局管轄】 菊池市・合志市・阿蘇市・大津町・菊陽町・南阿蘇村・西原村
- 【同 八代支局管轄】 八代市・氷川町

所有者への通知

職権滅失登記の完了後、所有者に対して、登記が完了した旨の通知を送付いたします。

なお、**居住地に変更があった場合**には、確実に通知が届くように**郵便局へ転送手続**をお願いいたします。

その他～お願い～

作業を円滑に実施するに当たり、現地における確認作業や被災建物の所有者・居住者の方々から聞き取り作業を行います。

所有者・居住者及び関係者の皆様には作業実施について御理解いただき、確認作業等について御協力をお願いいたします。

【問い合わせ先】

電話番号 **096-364-2221**（復興事業対策室）
 受付時間 平日 午前8時30分から午後5時15分まで
熊本地方法務局

平成28年分申告相談会場等について

熊本東税務署及び山都町が例年2月中旬より実施している申告相談については、熊本地震等の影響により、日程及び会場が変更となる予定です。詳細につきましては、1月以降の広報等でお知らせしますので、ご確認ください。

復興特別所得税の記載漏れにご注意ください！

平成25年分から平成49年分まで、復興特別所得税（原則として各年分の所得税額の2.1%）を所得税と併せて申告・納付することとされています。

確定申告書の作成に当たっては、**「復興特別所得税額」欄の記載漏れが無いようご注意ください。**

※還付申告の方を含め、申告される全ての方について記載が必要となります。

詳しくは、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）の「個人の方に係る復興特別所得税のあらまし」をご覧ください。か、熊本東税務署へご相談ください。

公的年金収入のある方の確定申告について

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税及び復興特別所得税について確定申告をする必要はありません。

ただし、この場合であっても、

① 所得税及び復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。

② 住民税の申告が必要な場合があります。

詳しくは、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）をご覧ください。か、熊本東税務署へご相談ください。

電子証明書の更新手続はお済みですか

住基カードの電子証明書の有効期限は3年です。有効期限を過ぎた場合には、更新手続が必要になりますので、電子証明書を取得した役場等へお問い合わせください。

なお、個人番号カードの導入により、住基カードについては交付が終了し、平成28年1月から個人番号カードの発行が開始されています。

また、個人番号カードの交付には日数がかかる場合がありますので、e-Tax等の行政手続を利用される場合には、早めの申請手続が必要となります。

詳しくは、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/kojinninshou.htm）をご覧ください。

おって、個人番号カードを取得された方については、個人番号カードに電子証明書が標準的に付与されていますので、引き続き、e-Taxの利用ができます。

※電子証明書を更新された方については、e-Taxを使用する前に電子証明書の再登録が必要となります。

詳しくは、公的個人認証サービスポータルサイト（<http://www.jpki.go.jp/>）又は国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）をご覧ください。

【お問い合わせ】

- 所得税及び確定申告に関すること 熊本東税務署 (096-369-5566) ※自動音声案内
- 住民税に関すること 山都町役場税務住民課課税係 (72-1128)
- 電子証明書に関すること 山都町役場税務住民課戸籍住民係 (72-1172)